

あだちの特別区税

令和2年度版

令和元年度 「特別区民税」
「軽自動車税(種別割)」 実績概要
「特別区たばこ税」



令和2年9月

足立区

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
（1）合計収納額・合計収納率の推移	3
（2）合計収納額・合計収納率の23区比較	4
（3）納税義務者数の推移	5
（4）課税標準額段階別納税義務者数	6
（5）非課税者数	7
（6）ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税(種別割)	10
（1）徴収実績の推移	10
（2）調定額・収納額（現年度分）の23区比較	11
（3）種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税	13
（1）特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
（2）特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
（1）換価性の高い差押の強化	14
（2）特別徴収滞納案件の処分	14
（3）納付案内センターの活用	14

(4)	区外へ転出した滞納者に対する調査	14
(5)	休日相談の強化	14
(6)	納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知	15
(7)	滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(8)	個人都民税徴収対策会議による「オール東京滞納S T O P 強化月間」 の取組み	15
2	令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押の状況	15
(1)	令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表	16
(2)	特別区民税・都民税滞納処分の状況	18
ア	差押等の状況	18
イ	公売の状況	18
ウ	交付要求の状況	19
(3)	納付案内センターの稼働状況	19
(4)	徴収方法別収納状況	20
(5)	口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3	検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1)	検税期間	22
(2)	扶養調査	22
(3)	法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4)	事業所への給与支払報告書の調査	22
(5)	住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6)	再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7)	給与特別徴収異動届調査	22
(8)	事業所課税不明申告書調査	22

IV 資 料 編 23

1	主な税金の種類	23
---	---------	----

2	特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3	特別区税の税率・税額	25
	（1）特別区民税	25
	（2）軽自動車税（種別割）	25
	（3）特別区たばこ税	26
4	令和元年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	27
5	税証明書発行状況	28
	（1）税証明書年度別発行件数	28
	（2）課税課・区民事務所別税証明書発行件数	28
6	特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	29
7	「あだち広報」掲載実績	30
	（1）課税課	30
	（2）納税課	31
8	令和元年度施行の税制の改正点	32
9	課税課・納税課の組織と事務分掌	35
10	足立区内税務機関	38

【I 特別区税の概要】

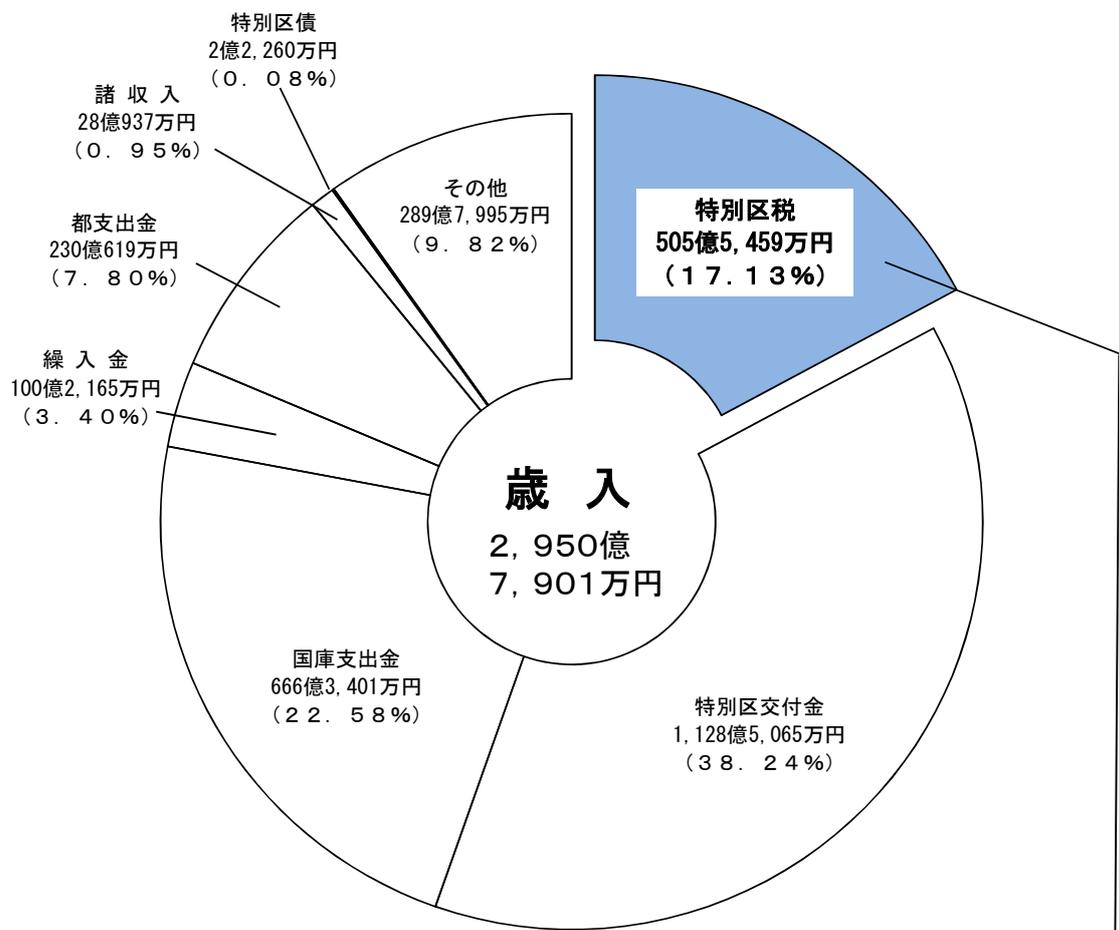
1 歳入に占める特別区税の割合

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和元年度の足立区の収入は2,950億7,901万円となった。そのうち特別区税の収入は505億5,459万円で過去最高となり、約17%を占めている。

令和元年度一般会計 決算



特別区税について、令和元年度決算額と平成30年度決算額を比較すると、約13億4,000万円増となった(2.72%増)。

令和元年度特別区税の増収要因は、特別区民税の納税義務者数の増が主な要因である(7,185人増)。

2 歳入に占める特別区税の推移 (決算額)

(単位 : 千円, %)

区分	歳入科目	自主財源	依存財源	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度構成比
一般財源	特別区税	○		46,467,405	47,203,112	47,924,343	49,217,015	50,554,585	17.13
	地方譲与税		○	1,032,107	1,000,762	996,628	1,012,644	1,032,964	0.35
	利子割交付金		○	587,079	163,499	175,244	187,246	141,790	0.05
	地方消費税交付金		○	15,434,511	13,650,040	13,664,189	11,657,256	11,157,381	3.78
	ゴルフ場利用税交付金		○	2,437	2,365	2,358	2,264	1,501	0.00 (0.0005)
	自動車取得税交付金		○	464,334	456,231	572,632	604,728	304,660	0.10
	環境性能割交付金		○	—	—	—	—	107,654	0.04
	地方特例交付金		○	540,565	551,073	554,482	633,872	1,705,151	0.58
	特別区(財政調整)交付金		○	101,781,655	103,665,811	100,404,438	110,791,773	112,850,652	38.24
	交通安全対策特別交付金		○	84,275	80,339	75,914	70,675	70,111	0.02
	配当割交付金		○	707,556	534,171	722,391	624,295	705,494	0.24
	株式等譲渡所得割交付金		○	698,310	311,454	725,227	510,358	435,745	0.15
	計			167,800,234	167,618,857	165,817,846	175,312,126	179,067,688	60.68
特定財源	分担金・負担金	○		3,463,457	3,516,438	3,656,845	3,815,991	3,168,511	1.07
	使用料・手数料	○		4,149,849	4,216,591	4,173,356	4,162,208	4,368,495	1.48
	国庫支出金		○	62,353,182	64,867,037	64,544,843	62,045,178	66,634,015	22.58
	都支出金		○	19,403,661	19,101,916	20,106,569	19,611,934	23,006,189	7.80
	財産収入	○		1,000,616	1,021,672	630,765	653,968	559,193	0.19
	寄付金	○		114,854	87,918	39,477	28,964	28,901	0.01
	繰入金	○		9,532,528	17,991,398	11,568,758	17,652,126	10,021,650	3.40
	繰越金	○		3,503,008	4,349,702	4,142,699	3,640,789	5,192,399	1.76
	諸収入	○		8,296,591	2,844,517	2,993,620	2,947,030	2,809,370	0.95
	特別区債		○	2,014,000	1,980,000	1,989,000	1,579,000	222,600	0.08
	計			113,831,746	119,977,189	113,845,932	116,137,188	116,011,323	39.32
歳入合計				281,631,980	287,596,046	279,663,778	291,449,314	295,079,011	100.00

(注) 一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は原則小数第3位を四捨五入。

合計	自主財源	76,528,308	81,231,348	75,129,863	82,118,091	76,703,104	25.99
	依存財源	205,103,672	206,364,698	204,533,915	209,331,223	218,268,253	73.97

(注) 自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

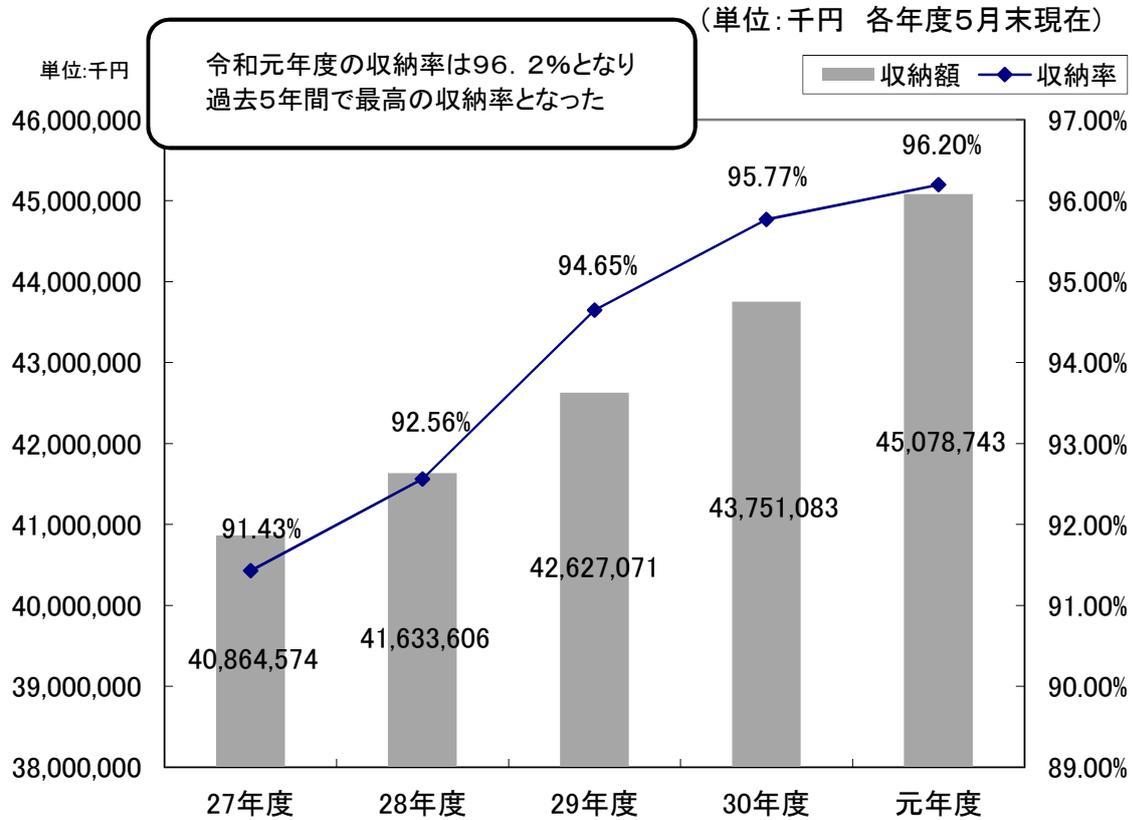
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移

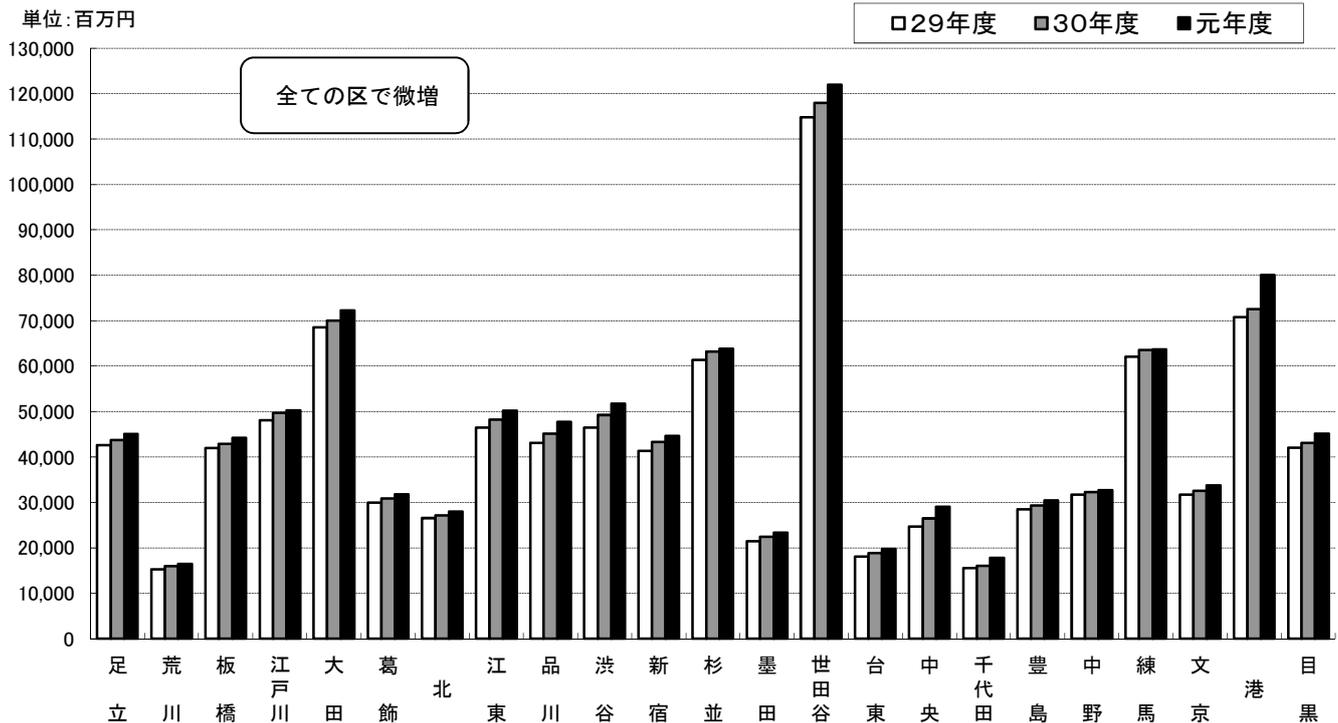


年度	内訳	調定額	収納額	収納率
27	現年分	40,832,185	39,727,683	97.30%
	滞納繰越分	3,864,055	1,136,891	29.42%
	合計	44,696,240	40,864,574	91.43%
28	現年分	41,693,961	40,626,484	97.44%
	滞納繰越分	3,285,761	1,007,122	30.65%
	合計	44,979,722	41,633,606	92.56%
29	現年分	42,829,025	41,886,946	97.80%
	滞納繰越分	2,209,190	740,125	33.50%
	合計	45,038,215	42,627,071	94.65%
30	現年分	43,885,209	42,954,187	97.88%
	滞納繰越分	1,799,121	796,896	44.29%
	合計	45,684,330	43,751,083	95.77%
元	現年分	45,256,108	44,370,237	98.04%
	滞納繰越分	1,605,091	708,506	44.14%
	合計	46,861,199	45,078,743	96.20%
元年度－30年度(合計比)		1,176,869	1,327,660	0.43P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位：千円，%)

区名	29年度			30年度			元年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	45,038,215	42,627,071	94.65	45,684,330	43,751,083	95.77	46,861,199	45,078,743	96.20
荒川	16,240,599	15,334,040	94.42	16,746,378	15,981,674	95.43	17,105,420	16,489,583	96.40
板橋	43,696,155	41,946,478	96.00	44,345,171	42,910,142	96.76	45,406,031	44,189,949	97.32
江戸川	49,289,834	48,128,291	97.64	50,445,402	49,748,173	98.62	50,822,341	50,268,126	98.91
大田	69,754,481	68,535,207	98.25	71,093,265	70,031,156	98.51	73,338,347	72,293,279	98.58
葛飾	31,663,757	29,968,203	94.65	32,380,504	30,837,513	95.23	33,130,173	31,770,940	95.90
北	27,280,606	26,529,191	97.25	27,799,203	27,155,154	97.68	28,581,309	27,991,692	97.94
江東	47,187,629	46,432,172	98.40	48,978,493	48,253,732	98.52	50,992,630	50,228,373	98.50
品川	43,569,017	43,123,219	98.98	45,653,412	45,188,174	98.98	48,374,704	47,777,882	98.77
渋谷	47,698,517	46,435,476	97.35	50,426,461	49,232,345	97.63	52,960,450	51,762,317	97.74
新宿	42,971,099	41,375,868	96.29	44,823,447	43,347,504	96.71	46,150,390	44,635,169	96.72
杉並	63,912,152	61,405,586	96.08	65,557,510	63,217,156	96.43	66,041,993	63,867,123	96.71
墨田	21,945,489	21,453,307	97.76	22,848,212	22,428,961	98.17	23,748,580	23,379,098	98.44
世田谷	119,654,049	114,765,146	95.91	121,755,937	117,953,934	96.88	125,582,400	121,909,648	97.08
台東	18,725,745	18,073,147	96.51	19,511,050	18,859,125	96.66	20,354,870	19,702,716	96.80
中央	25,960,814	24,731,369	95.26	27,591,795	26,504,676	96.06	30,013,594	29,048,341	96.78
千代田	15,883,447	15,557,665	97.95	16,387,852	16,065,765	98.03	18,201,873	17,848,819	98.06
豊島	29,517,247	28,447,064	96.37	30,439,363	29,355,472	96.44	31,498,668	30,433,810	96.62
中野	33,298,749	31,737,138	95.31	33,627,135	32,261,553	95.94	34,098,349	32,717,067	95.95
練馬	64,310,504	62,062,402	96.50	65,250,907	63,604,624	97.48	65,313,219	63,709,889	97.55
文京	32,034,042	31,732,656	99.06	32,792,367	32,533,787	99.21	34,142,289	33,793,544	98.98
港	73,234,859	70,765,132	96.63	74,890,376	72,589,292	96.93	82,472,722	80,055,657	97.07
目黒	43,393,373	42,010,070	96.81	44,341,900	43,126,682	97.26	46,386,110	45,183,538	97.41
計	1,006,260,379	973,175,898	96.71	1,033,370,470	1,004,937,677	97.25	1,071,577,661	1,044,135,303	97.44

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は五十音順。

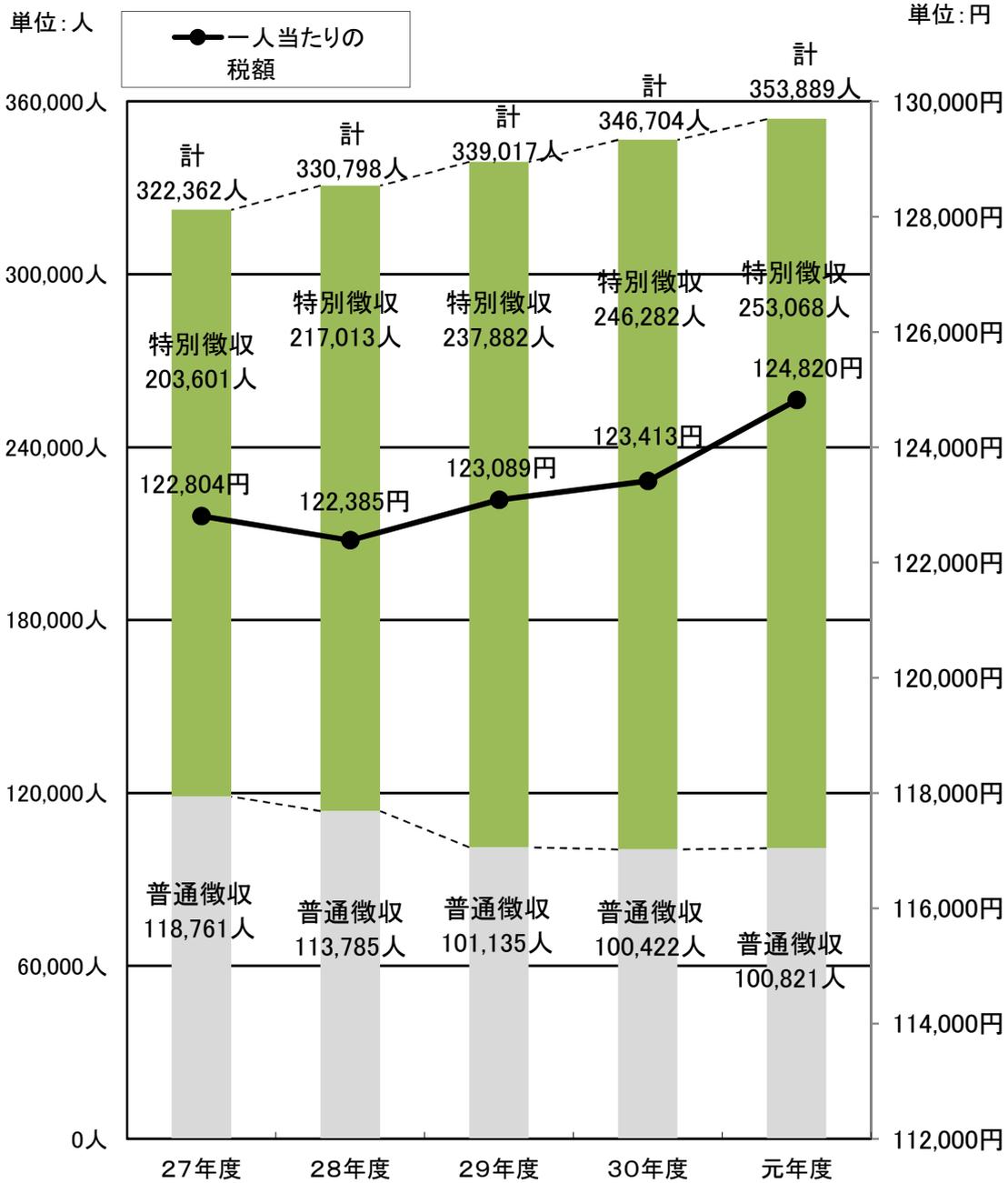
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は353,889人で、前年と比べて7,185人の増加となった。

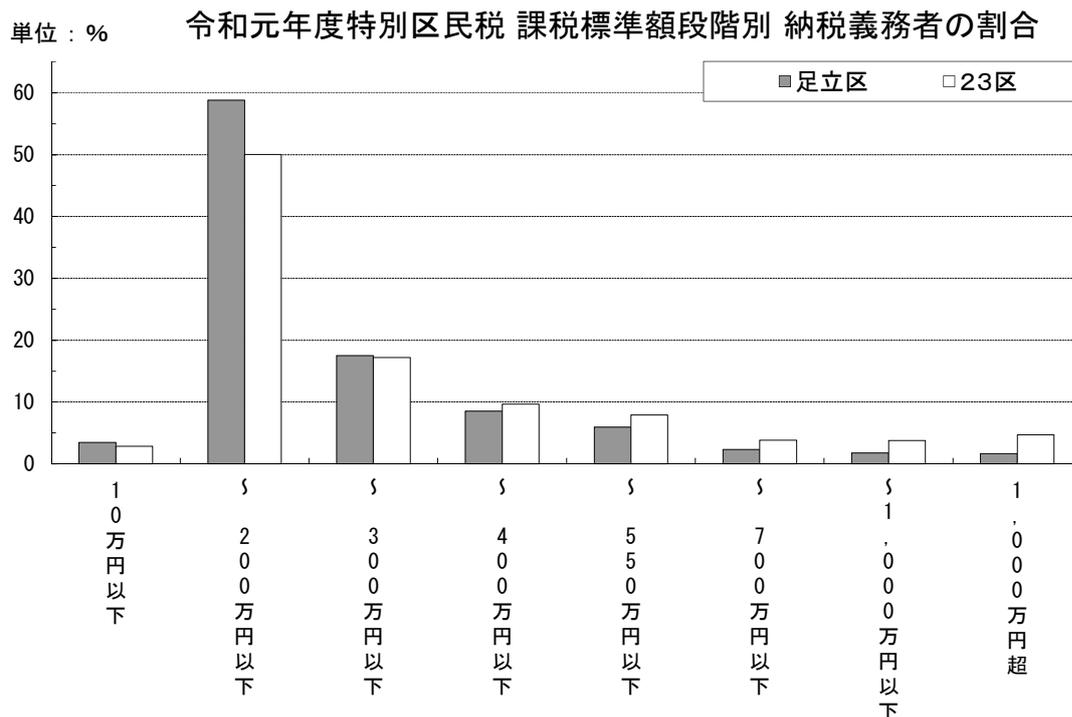
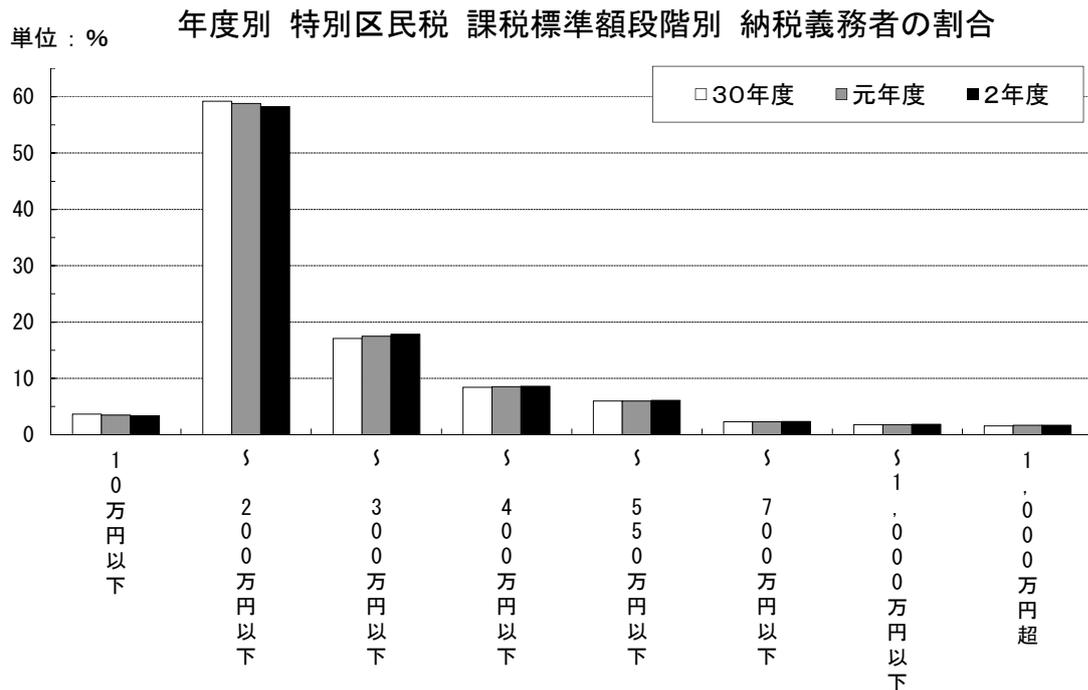
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
納税義務者	普通徴収	118,761人	113,785人	101,135人	100,422人	100,821人
	特別徴収	203,601人	217,013人	237,882人	246,282人	253,068人
	計	322,362人	330,798人	339,017人	346,704人	353,889人
一人当たりの税額	122,804円	122,385円	123,089円	123,413円	124,820円	

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数（課税状況等の調より）



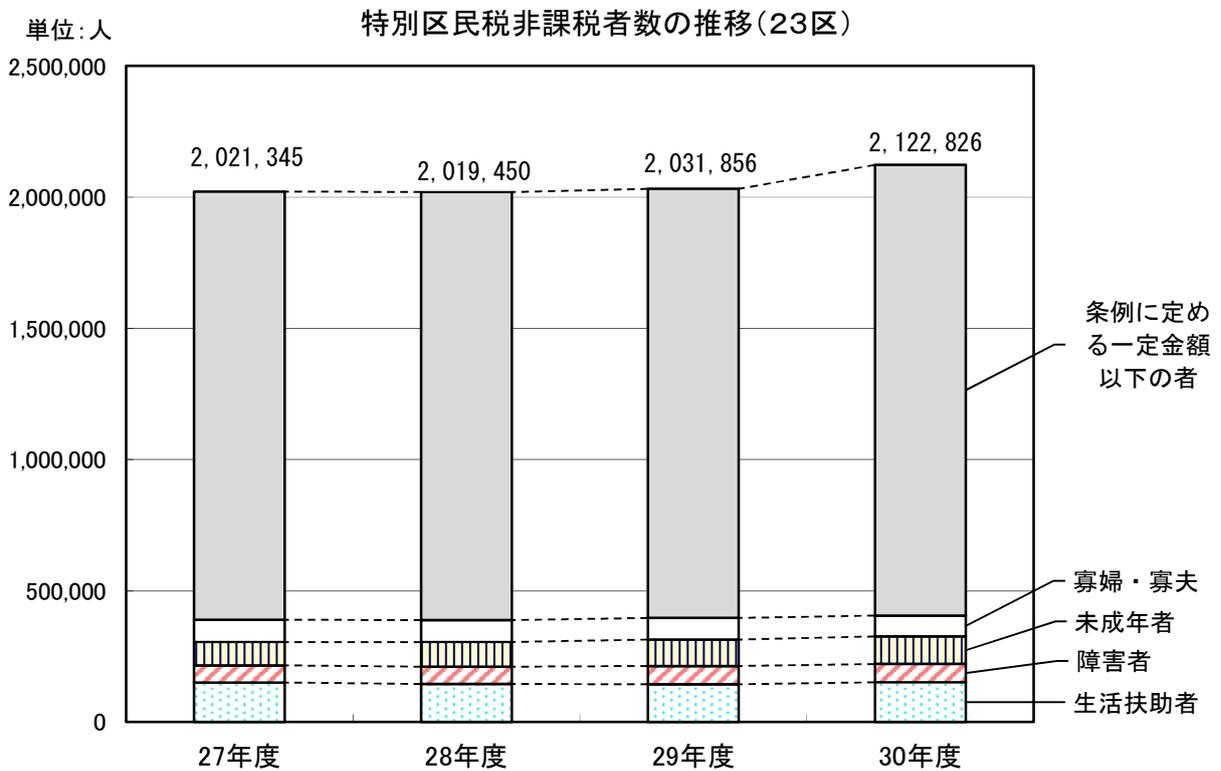
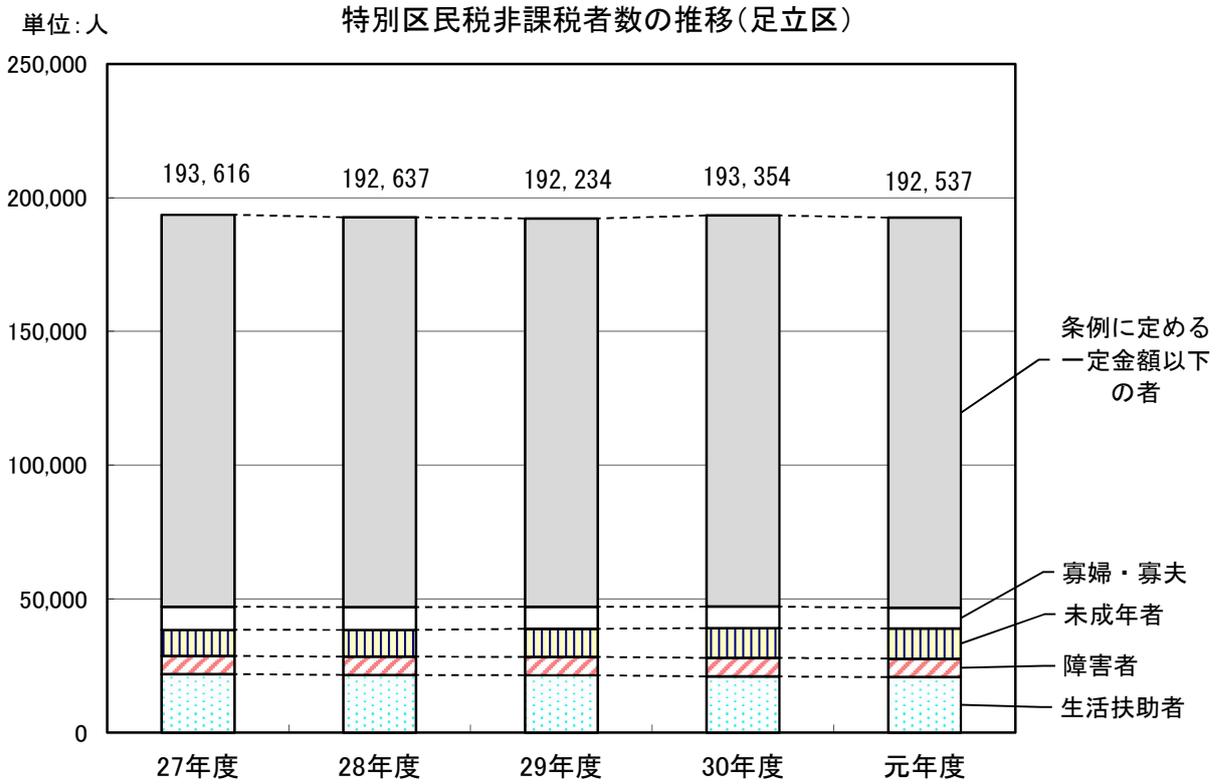
(単位：人，％)

課税標準額の段階	30年度		元年度				2年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,978	3.63	11,715	3.48	145,791	2.85	11,518	3.37
～ 200万円以下	195,371	59.20	197,775	58.78	2,561,520	50.05	199,194	58.25
～ 300万円以下	56,438	17.10	58,906	17.51	881,526	17.22	60,901	17.81
～ 400万円以下	27,837	8.43	28,663	8.52	493,834	9.65	29,358	8.58
～ 550万円以下	19,755	5.98	20,064	5.96	405,181	7.92	20,858	6.10
～ 700万円以下	7,654	2.32	7,765	2.31	197,364	3.85	8,115	2.37
～ 1,000万円以下	5,836	1.77	6,017	1.79	192,438	3.76	6,312	1.85
1,000万円超	5,168	1.57	5,552	1.65	240,604	4.70	5,712	1.67
計	330,037	100.00	336,457	100.00	5,118,258	100.00	341,968	100.00

【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(5) 非課税者数 (特別区税に関する参考資料：第5表 非課税に関する調べより)



【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

足立区

(単位：人)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定金額以下の者 ※1		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	27年度	21,901	11.31%	6,742	3.48%	9,769	5.05%	8,632	4.46%	146,572	75.70%	193,616
	28年度	21,554	11.19%	6,786	3.52%	10,073	5.23%	8,493	4.41%	145,731	75.65%	192,637
	29年度	21,477	11.17%	6,829	3.55%	10,569	5.50%	8,172	4.25%	145,187	75.53%	192,234
	30年度	20,985	10.85%	6,933	3.59%	11,121	5.75%	8,056	4.17%	146,259	75.64%	193,354
	元年度	20,717	10.76%	6,927	3.60%	11,252	5.84%	7,749	4.02%	145,892	75.77%	192,537

23区

(単位：人)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定金額以下の者 ※1		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	27年度	151,061	7.47%	64,826	3.22%	88,680	4.39%	85,336	4.22%	1,631,442	80.71%	2,021,345
	28年度	145,139	7.19%	65,860	3.27%	93,930	4.65%	83,582	4.14%	1,630,939	80.76%	2,019,450
	29年度	144,145	7.09%	69,285	3.41%	100,927	4.97%	81,942	4.03%	1,635,557	80.50%	2,031,856
	30年度	151,376	7.13%	69,799	3.29%	105,277	4.96%	79,431	3.74%	1,716,943	80.88%	2,122,826
	元年度	※2										

◎非課税の所得限度額は、未成年者(20歳未満)、障害者、寡婦・寡夫で所得が125万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項の規定により、区税条例第10条第2項で均等割を課税されない者をいう。
 区税条例第10条第2項での非課税の範囲とは以下の計算式による。
 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 21万円$ 以下の金額
 ◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 元年度の23区実績については、令和2年11月下旬頃に確定する。

30年度 非課税者数の23区比較

(単位：人)

区名	非課税者数	人口 (H30.1.1)	対人口比率
千代田	4,008	61,269	6.54%
中央	29,626	156,823	18.89%
港	45,321	253,639	17.87%
新宿	82,173	342,297	24.01%
文京	45,348	217,419	20.86%
台東	21,557	196,134	10.99%
墨田	28,293	268,898	10.52%
江東	121,388	513,197	23.65%
品川	79,609	387,622	20.54%
目黒	57,247	276,784	20.68%
大田	168,007	723,341	23.23%
世田谷	192,341	900,107	21.37%
渋谷	45,408	224,680	20.21%
中野	42,978	328,683	13.08%
杉並	119,204	564,489	21.12%
豊島	63,022	287,111	21.95%
北	89,968	348,030	25.85%
荒川	57,313	214,644	26.70%
板橋	147,587	561,713	26.27%
練馬	180,896	728,479	24.83%
足立	193,354	685,447	28.21%
葛飾	128,037	460,423	27.81%
江戸川	180,141	695,366	25.91%
計	2,122,826	9,396,595	22.59%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区名	非課税者数
1	足立	193,354
2	世田谷	192,341
3	練馬	180,896
4	江戸川	180,141
5	大田	168,007
6	板橋	147,587
7	葛飾	128,037
8	江東	121,388
9	杉並	119,204
10	北	89,968
11	新宿	82,173
12	品川	79,609
13	豊島	63,022
14	荒川	57,313
15	目黒	57,247
16	渋谷	45,408
17	文京	45,348
18	港	45,321
19	中野	42,978
20	中央	29,626
21	墨田	28,293
22	台東	21,557
23	千代田	4,008

対人口比率が高い順

順位	区名	対人口比率
1	足立	28.21%
2	葛飾	27.81%
3	荒川	26.70%
4	板橋	26.27%
5	江戸川	25.91%
6	北	25.85%
7	練馬	24.83%
8	新宿	24.01%
9	江東	23.65%
10	大田	23.23%
11	豊島	21.95%
12	世田谷	21.37%
13	杉並	21.12%
14	文京	20.86%
15	目黒	20.68%
16	品川	20.54%
17	渋谷	20.21%
18	中央	18.89%
19	港	17.87%
20	中野	13.08%
21	台東	10.99%
22	墨田	10.52%
23	千代田	6.54%

【Ⅱ 各税の実績】

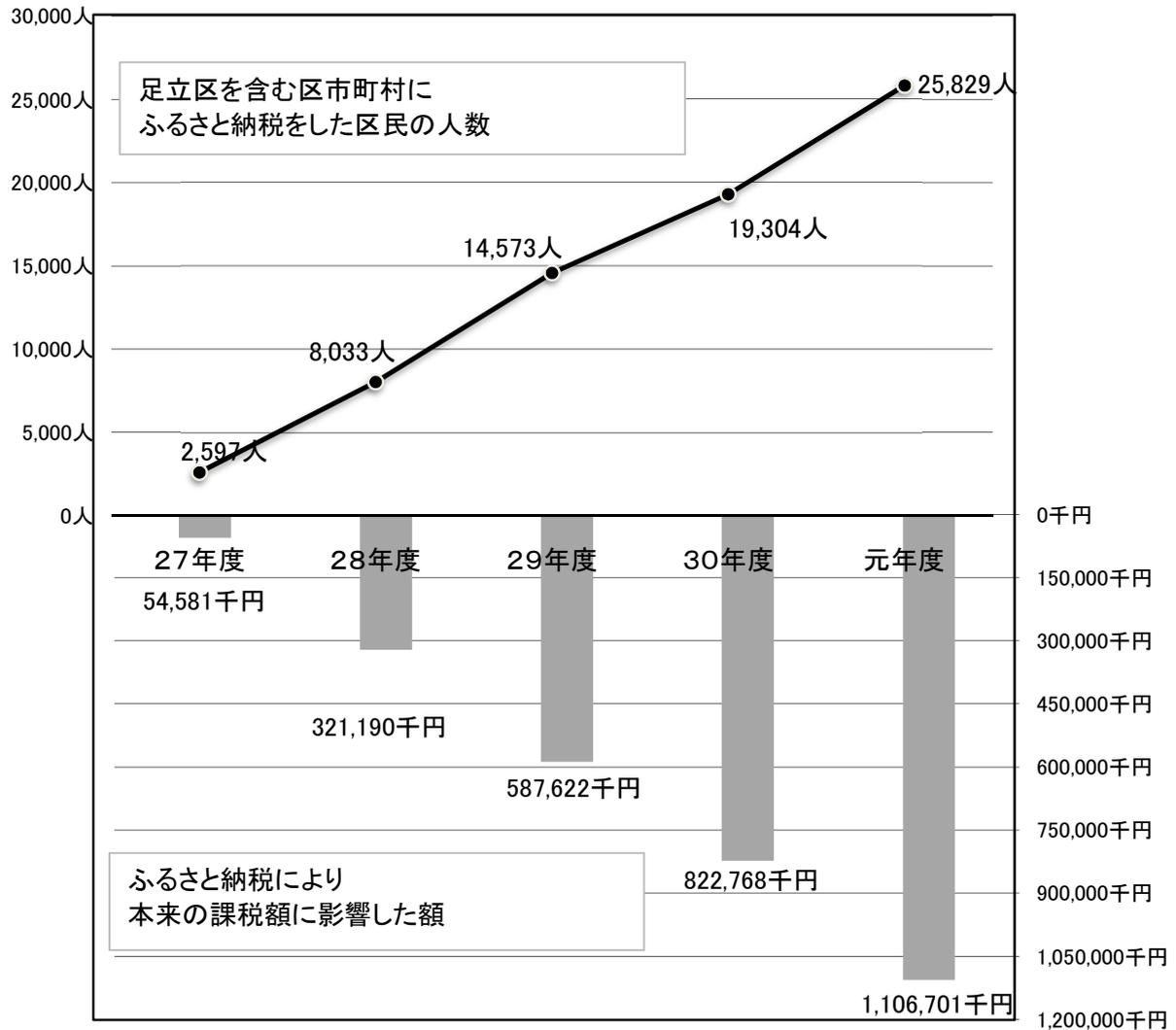
1 特別区民税

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和元年度のふるさと納税の控除額は約11億円となり、前年度の約1.3倍となった。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



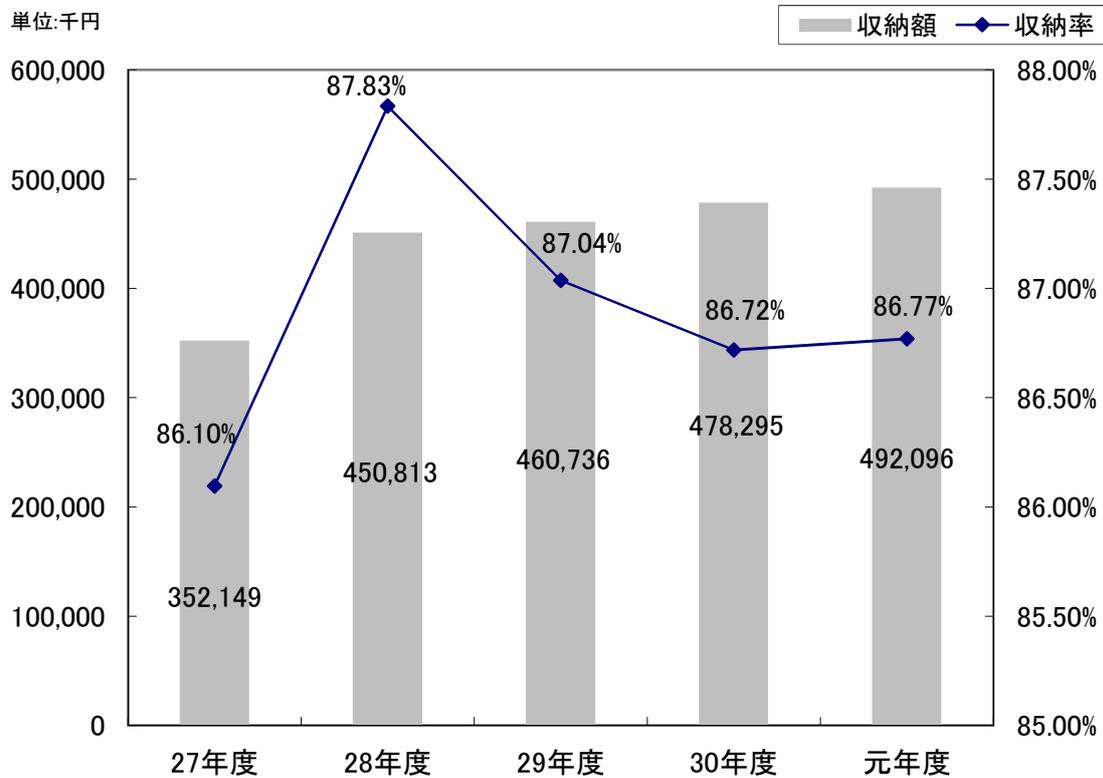
(注) 足立区の方が足立区に寄附を行った場合でも、住民税は減額されず（所得等に応じて限度額があります）。

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ふるさと納税 (特別区民税)	寄附人数	2,597人	8,033人	14,573人	19,304人	25,829人
	控除額	54,581千円	321,190千円	587,622千円	822,768千円	1,106,701千円

2 軽自動車税(種別割)

(1) 徴収実績の推移

(単位:千円 各年度5月末現在)



年度	内訳	調定額	収納額	収納率
27	現年分	359,624	344,554	95.81%
	滞納繰越分	49,393	7,595	15.38%
	合計	409,017	352,149	86.10%
28	現年分	464,899	443,004	95.29%
	滞納繰越分	48,358	7,809	16.15%
	合計	513,257	450,813	87.83%
29	現年分	478,946	453,737	94.74%
	滞納繰越分	50,416	6,999	13.88%
	合計	529,362	460,736	87.04%
30	現年分	490,238	467,489	95.36%
	滞納繰越分	61,314	10,806	17.62%
	合計	551,552	478,295	86.72%
元	現年分	501,785	480,047	95.67%
	滞納繰越分	65,347	12,049	18.44%
	合計	567,132	492,096	86.77%
元年度－30年度(合計比)		15,580	13,801	0.05P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

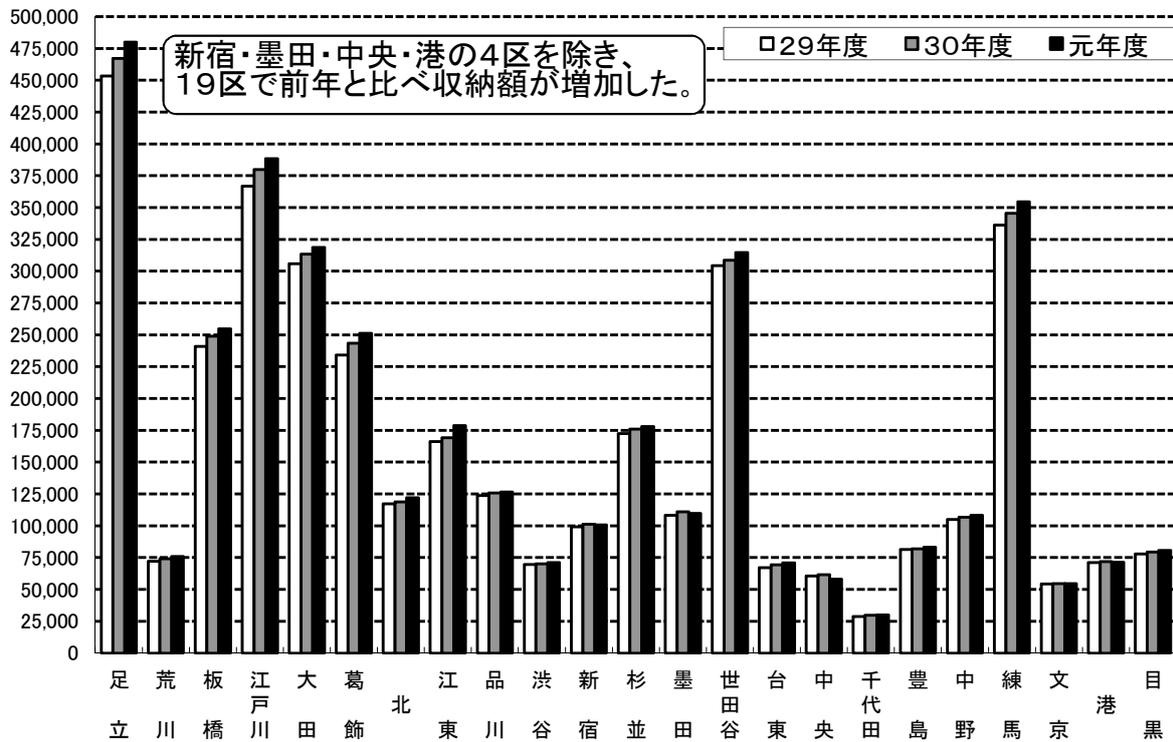
【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割)

(2) 調定額・収納額(現年度分)の23区比較

年度別 軽自動車税(種別割) 収納額の23区比較表

単位:千円



調定額と収納額の推移(現年度分) (単位:千円, %)

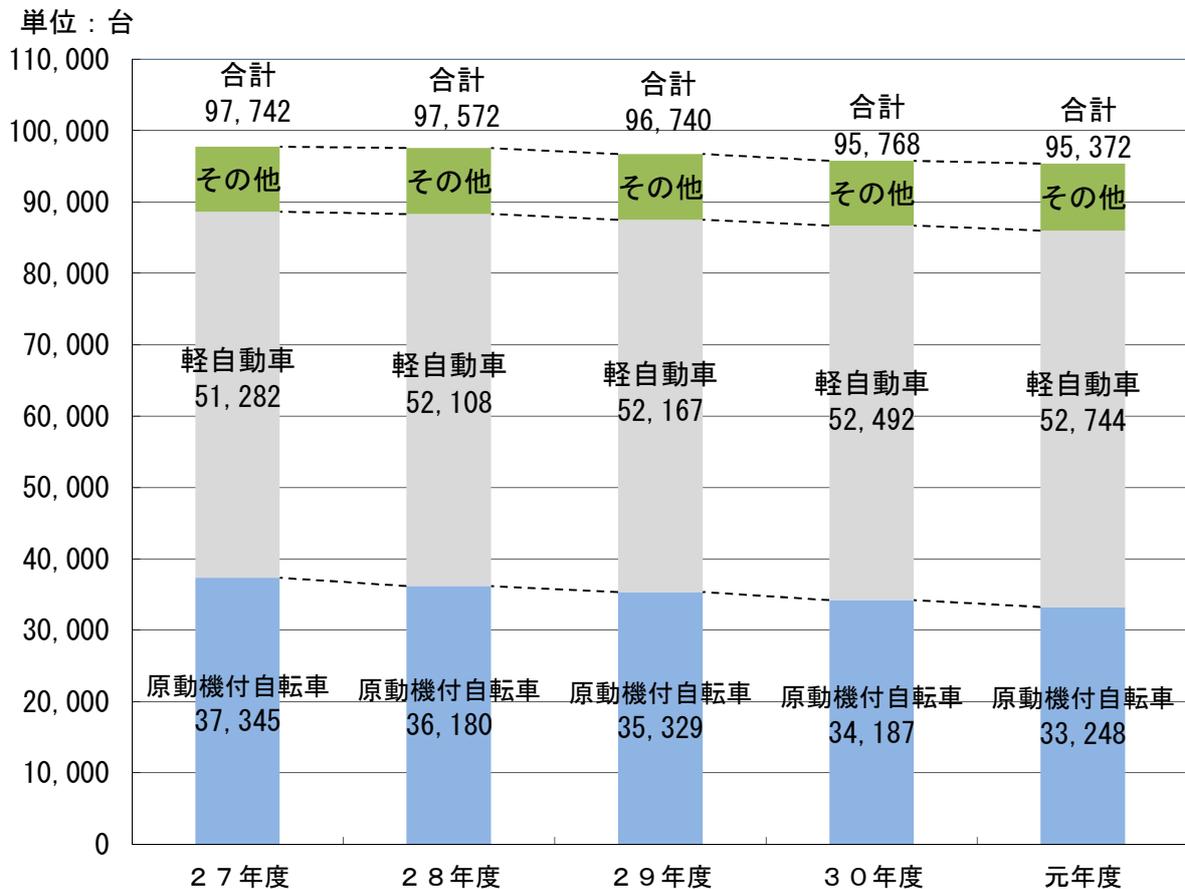
区名	29年度			30年度			元年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	477,979	453,482	94.87	489,725	467,270	95.41	501,753	480,018	95.67
荒川	74,185	71,998	97.05	75,781	73,953	97.59	77,344	75,732	97.92
板橋	251,732	240,850	95.68	257,999	248,889	96.47	262,103	254,766	97.20
江戸川	369,895	366,837	99.17	381,372	379,772	99.58	389,386	388,341	99.73
大田	311,928	305,815	98.04	317,506	313,356	98.69	322,959	318,766	98.70
葛飾	245,728	234,042	95.24	253,143	243,336	96.13	261,011	251,086	96.20
北	120,812	117,192	97.00	122,139	118,687	97.17	125,289	122,095	97.45
江東	169,005	166,137	98.30	172,468	169,270	98.15	181,530	178,763	98.48
品川	127,109	123,709	97.33	128,667	125,651	97.66	129,583	126,500	97.62
渋谷	72,587	69,664	95.97	72,801	70,006	96.16	73,368	71,098	96.91
新宿	106,210	99,104	93.31	107,153	101,089	94.34	107,214	100,624	93.85
杉並	180,088	172,293	95.67	182,708	176,000	96.33	184,407	178,035	96.54
墨田	110,579	108,309	97.95	112,825	111,007	98.39	110,941	109,581	98.77
世田谷	320,098	304,326	95.07	323,833	308,698	95.33	328,032	314,595	95.90
台東	70,573	67,060	95.02	72,717	69,359	95.38	73,999	70,875	95.78
中央	62,317	60,553	97.17	63,715	61,572	96.64	59,722	58,121	97.32
千代田	29,622	28,769	97.12	30,465	29,773	97.73	30,687	30,040	97.89
豊島	84,029	81,289	96.74	84,464	81,770	96.81	85,381	83,075	97.30
中野	108,632	104,894	96.56	109,459	106,627	97.41	110,710	108,195	97.73
練馬	346,770	336,148	96.94	354,488	345,529	97.47	362,227	354,442	97.85
文京	54,882	54,345	99.02	54,863	54,481	99.30	55,050	54,616	99.21
港	73,809	71,011	96.21	74,801	71,715	95.87	74,485	71,374	95.82
目黒	82,087	77,852	94.84	82,687	79,303	95.91	83,282	80,589	96.77
計	3,850,656	3,715,679	96.49	3,925,779	3,807,113	96.98	3,990,463	3,881,327	97.27

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は五十音順。

(3) 種別別決算台数の推移

軽自動車税(種別割)車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移 (現年度分)

(単位：調定額・千円)

車種種別※		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
原動機付自転車	台数	37,345	36,180	35,329	34,187	33,248
	調定額	45,079	77,660	76,079	73,840	72,062
軽自動車	台数	51,282	52,108	52,167	52,492	52,744
	調定額	276,876	331,699	346,715	361,650	373,715
二輪の小型自動車	台数	7,472	7,675	7,675	7,533	7,844
	調定額	29,888	46,050	46,050	45,198	47,064
小型特殊自動車	台数	1,643	1,609	1,569	1,556	1,536
	調定額	7,601	9,367	9,135	9,037	8,912
合計	台数	97,742	97,572	96,740	95,768	95,372
	調定額	359,444	464,776	477,979	489,725	501,753

※ 車種種別について

原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪（660cc）乗用自家用等、

二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

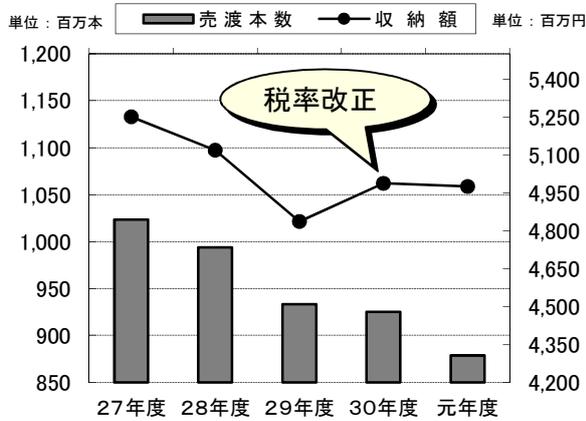
詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

【Ⅱ 各税の実績】
3 特別区たばこ税

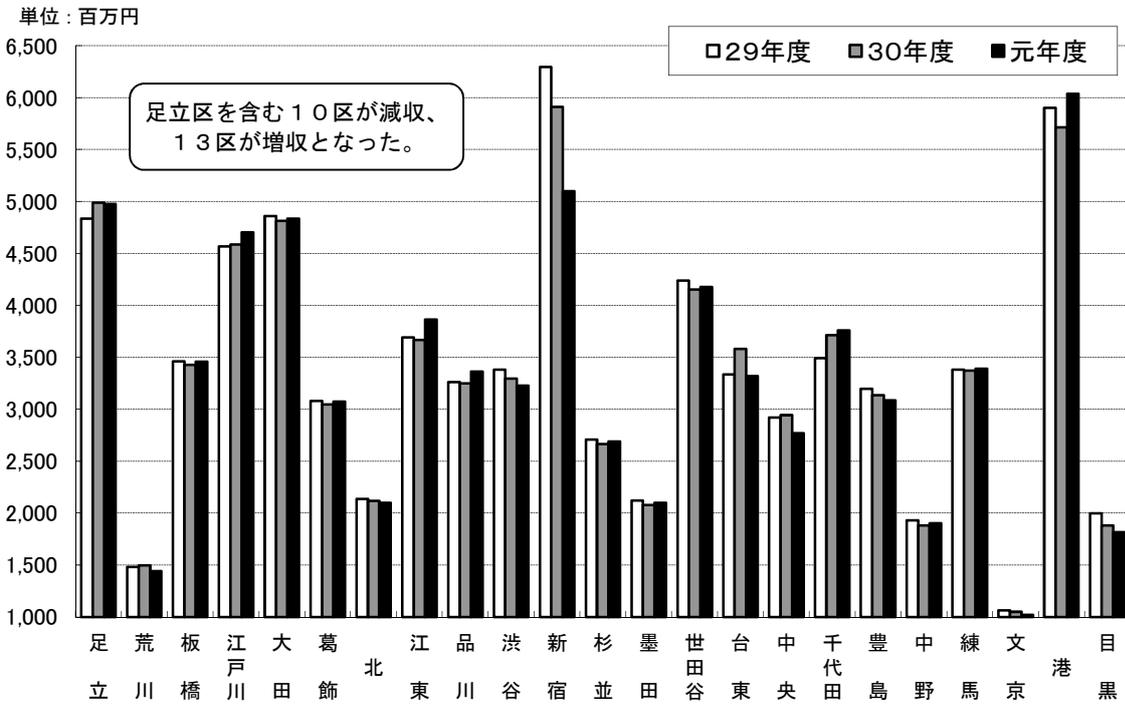
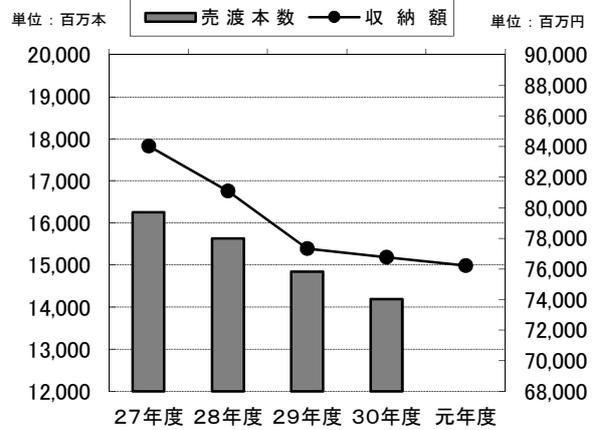
3 特別区たばこ税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較 (現年度分)

【足立区】



【23区】



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 (現年度分)

区分	足立区				23区			
	売渡本数 (千本)	前年度比	収納額 (千円)	前年度比	売渡本数 (千本)	前年度比	収納額 (千円)	前年度比
27年度	1,023,312	98.39%	5,250,673	98.30%	16,250,434	98.65%	84,026,651	98.59%
28年度	993,727	97.11%	5,118,693	97.49%	15,638,214	96.23%	81,095,724	96.51%
29年度	933,000	93.89%	4,836,536	94.49%	14,845,636	94.93%	77,336,305	95.36%
30年度	925,158	99.16%	4,987,637	103.12%	14,192,593	95.60%	76,764,183	99.26%
元年度	878,685	94.98%	4,975,949	99.77%	14,192,593	-	76,219,332	99.29%

(注1) 元年度の23区売渡本数は、令和2年11月下旬頃確定。

(注2) 28・29・30・元年度収納額には手持品課税分を含む。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課においては、税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するために、滞納額の圧縮、収納額の増加を図ることを最重要課題として取り組んでいる。

これまで、平成28年度に策定した「足立区滞納対策アクションプラン」に基づき、高額案件の優先着手、差押えの強化、不動産公売、適正な停止欠損処理などの対策を実施してきた。

その結果、23区中最下位に低迷していた収納率順位は、平成29年度に21位へ上昇している。

さらに、期限内納付の定着と現年課税分滞納への早期着手に取り組むべく、令和元年度には「第二次足立区滞納対策アクションプラン」を策定し、さらなる滞納対策に取り組んでいる。

令和元年度は主に、次の(1)から(8)の徴収の取組み等を行った結果、収納率の23区における順位は第21位となり、対前年伸び幅においては現年分で第3位、滞納繰越分で第14位、合計では第5位となった。

(1) 換価性の高い差押の強化

滞納者の財産調査等を早期から行い、収納率向上に直結する、より換価性の高い債権を中心に積極的に差押を実施した。

(2) 特別徴収滞納案件の処分

各税務署での申告書調査による滞納法人の資産状況の確認やそれに伴う納税課への呼び出し、反応のない滞納法人に対する差押等を実施した。

(3) 納付案内センターの活用

民間委託による納付案内センターを活用し、電話・訪問納付案内を行っている。

(4) 区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、現状等の状況調査の民間委託を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分を実施した。

(5) 休日相談の強化

毎月、第4日曜日の日曜開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。日曜開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけている。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(6) 納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知

コンビニエンスストアでの納付、銀行ATMやパソコン等を利用した納付について、広報紙・ホームページのほか、納付書にチラシを同封するなど、納税者への周知を行った。またSNSやデジタルサイネージ(ビュー坊テレビ)なども活用した。

納期内納税に有効な口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンや印鑑がなくても金融機関のキャッシュカードがあれば区役所の窓口で口座振替利用手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを引き続き実施した。

(7) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

ベテラン職員や専門非常勤職員による滞納整理の基礎講義等を実施するとともに、徴収技法についての指導助言も併せて行い、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(8) 個人都民税徴収対策会議による「オール東京滞納STOP強化月間」の取組み

東京都及び62市区町村合同で滞納ストップに取り組むため、12月を強化月間として、懸垂幕・ポスターの掲出、職員による缶バッジの装着や、タイヤロック展示等あらゆる広報媒体を活用しての納期内納税の意識啓発活動や、特別徴収の滞納処分強化など、様々な滞納処分の取組みを強化した。

2 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押の状況

令和元年度(令和元年6月から令和2年5月まで)の収納率及び差押の実績は以下のとおりとなった。

種別		区分	H30	R1	対前年度増減
			①	②	(②-①)
特別区民税収納率	現年課税分		97.88%	98.04%	+0.16ポイント
	滞納繰越分		44.29%	44.14%	-0.15ポイント
	計		95.77%	96.20%	+0.43ポイント
軽自動車税(種別割)収納率	現年課税分		95.36%	95.67%	+0.31ポイント
	滞納繰越分		17.62%	18.44%	+0.82ポイント
	計		86.72%	86.77%	+0.05ポイント
差押件数			2,385件	2,537件	+152件

(1) 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和2年5月末現在

【特別区民税】

(単位:千円)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			12,141,034	32,852,558	262,516	45,256,108	1,605,091	46,861,199
収 納 額 B			11,388,697	32,783,823	197,717	44,370,237	708,506	45,078,743
収 納 率 B/A			93.80%	99.79%	75.32%	98.04%	44.14%	96.20%
還 付 未 済 額 C			3,585	2,255	168	6,008	1,108	7,116
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時 欠損	17,084	220	3,220	20,524	376,555	397,079
		執行停止 期間満了 (3年)	—	—	—	—	4,451	4,451
		執行停止 中の時効	—	—	—	—	3,382	3,382
		時効 (5年)	—	—	—	—	12,575	12,575
	小計 D		17,084	220	3,220	20,524	396,963	417,487
	執 行 停 止 額	元年度 停止分	7,429	0	1,205	8,634	45,972	54,606
		30年度 以前からの 停止分	—	—	—	—	176,912	176,912
	分納・証券・徴収 猶予・換価猶予		75,880	3,811	5,921	85,612	52,942	138,554
	差押・参加差押等		8,062	127	1,831	10,020	11,498	21,518
	小計 E		91,371	3,938	8,957	104,266	287,324	391,590
計 F			108,455	4,158	12,177	124,790	684,287	809,077
未 収 納 額 G A-B+C-D			738,838	70,770	61,747	871,355	500,730	1,372,085
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			643,882	64,577	52,622	761,081	212,298	973,379
調定額に対する収納 及び滞納整理実施割合 (B+C+F)/A			94.73%	99.81%	80.02%	98.33%	86.84%	97.94%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押の状況

(1) 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和2年5月末現在

【軽自動車税(種別割)】

(単位:千円)

		現 年 分			滞納繰越分	合 計	
		現年度	過年度	小 計			
調 定 額 A		501,753	32	501,785	65,347	567,132	
収 納 額 B		480,018	28	480,046	12,049	492,095	
収 納 率 B/A		95.67%	87.50%	95.67%	18.44%	86.77%	
還 付 未 済 額 C		232	0	232	35	267	
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時 欠損	525	0	525	14,656	15,181
		執行停止期間 満了(3年)	—	—	—	230	230
		執行停止中の 時効	—	—	—	3,285	3,285
		時効 (5年)	—	—	—	2,521	2,521
	小計 D		525	0	525	20,692	21,217
	執 行 停 止 額	元年度 停止分	447	4	451	2,820	3,271
		30年度 以前からの 停止分	—	—	—	4,796	4,796
	分納・証券・徴収 猶予・換価猶予		376	0	376	244	620
	差押・参加差押等		111	0	111	87	198
	小計 E		934	4	938	7,947	8,885
計 F		1,459	4	1,463	28,639	30,102	
未 収 納 額 G A-B+C-D		21,442	4	21,446	32,641	54,087	
滞 納 未 整 理 額 G-C-E		20,276	0	20,276	24,659	44,935	
調定額に対する収納 及び滞納整理実施割合 (B+C+F)/A		96.01%	100.00%	96.01%	62.32%	92.12%	

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

(2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況

ア 差押等の状況

(単位:千円・回)

	債 権		不動産等		合 計	
	金額	処分数	金額	処分数	金額	処分数
27年度	547,581	1,844	31,238	45	578,819	1,889
28年度	605,035	1,392	106,046	91	711,082	1,483
29年度	588,179	1,494	76,742	77	664,921	1,571
30年度	728,451	2,312	43,069	73	771,520	2,385
元年度	644,482	2,484	29,979	53	674,462	2,537

(各年度5月末現在)

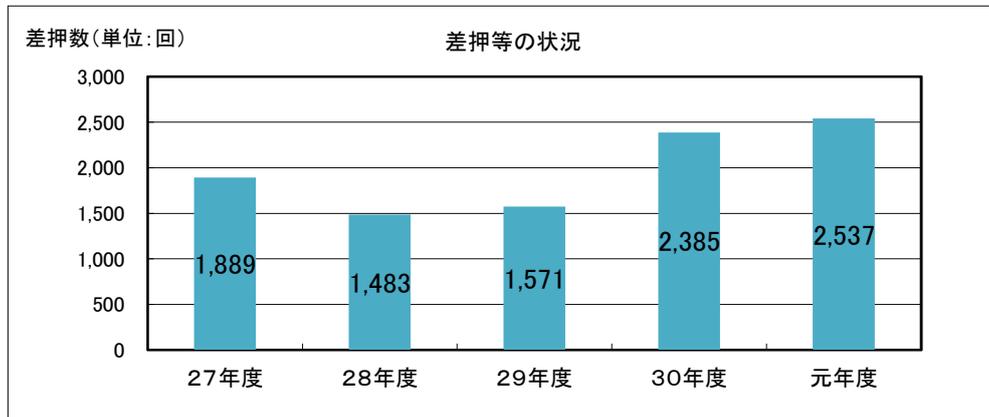
差押は地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。

(注1) 本表の金額は、差押時の滞納額の特別区民税と都民税の合算額である。

(注2) 本表の処分数とは、滞納者に対して差し押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押、参加差押(すでに差し押えられているものへの後からの差し押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押(債権等)、担保提供が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。



イ 公売の状況

(単位:千円・人・件)

	不 動 産					動 産				
	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容
	金額	人数	金額	件数		金額	人数	金額	件数	
27年度	-	-	-	-		-	-	54	2	①カメラ ②切手セット
28年度	-	-	201,607	1		-	-	-	-	
29年度	-	-	33,121	2		-	-	-	-	
30年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
元年度	-	-	-	-		-	-	-	-	

(各年度5月末現在)

公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。

(注1) 本表の金額は、特別区民税と都民税に充当した額の合算額である。

(注2) 公売前納付の金額、人数は、公売公告後で公売実施前に納付のあった税額及び人数である。

(注3) 売却財産計は、売却決定価額の合計額である。

(注4) 売却件数は、売却した不動産、動産の物件数である。

(注5) 足立区で差し押えた後、地方税法第48条に基づき、東京都に徴収引継し、都が公売した案件を含む。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押の状況
 (2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況

ウ 交付要求の状況

(単位：千円・人)

	競売事件		破産事件		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数
27年度	51,850	77	30,118	138	81,969	215
28年度	38,022	72	30,131	148	68,153	220
29年度	20,933	52	22,296	154	43,229	206
30年度	38,745	60	21,544	144	60,289	204
元年度	20,383	43	24,126	155	44,510	198

(各年度5月末現在)

交付要求は、不動産の競売や破産に際して、国税徴収法第82条に基づいて裁判所、管財人等に税金滞納分への配当を要求する処分である。

(注1) 本表の金額は、特別区民税と都民税として配当された合算額である。

(注2) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(3) 納付案内センターの稼働状況

(単位：件・千円)

	実施日数		勧奨件数		接触数		接触率		納付約束 A	納付件数 B	納付率 B/A	納付額
	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨				
27年度	239日	152日	79,066	5,520	17,876	754	22.6%	13.7%	8,314	6,236	75.0%	215,958
28年度	239日	179日	78,007	3,893	17,235	488	22.1%	12.5%	9,160	6,700	73.1%	252,799
29年度	247日	196日	83,342	5,727	18,321	543	22.0%	9.5%	10,933	7,826	71.6%	280,869
30年度	250日	175日	118,799	8,337	23,473	1,267	19.8%	15.2%	14,004	10,400	74.3%	351,261
元年度	275日	107日	126,247	3,265	20,402	797	16.2%	24.4%	11,793	8,847	75.0%	282,898

納付案内センターは、平成25年4月に開設。10債権の納付勧奨業務を委託している。

(注) 本表は、4月1日から3月31日までの実績である。

(4) 徴収方法別収納状況

平成24年5月から、住民税の普通徴収分及び軽自動車税(種別割)については、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い納付方法を開始したので、収納方法別の状況を掲載する。

【特別区民税・都民税(普通徴収)】

(単位:千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	6,012	1.43%	272,543	1.33%
区民事務所窓口	6,828	1.62%	264,532	1.29%
金融機関等窓口	63,486	15.09%	5,922,881	28.99%
口座振替	76,405	18.16%	5,957,073	29.16%
コンビニエンスストア	239,079	56.83%	6,081,885	29.77%
ATM	11,325	2.69%	789,908	3.87%
インターネット・モバイルバンキング	8,018	1.91%	547,929	2.68%
クレジット	7,231	1.72%	356,906	1.75%
小計	418,384	99.46%	20,193,657	98.84%
差押に伴う納付、取立金等	2,279	0.54%	236,492	1.16%
合計	420,663	100.00%	20,430,149	100.00%

(注1) 件数及び金額は、令和元年6月から令和2年5月までの数値である。

(注2) 金額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(携帯電話等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】

(単位:千円)

	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	2,379	2.53%	11,861	2.39%
区民事務所窓口	1,697	1.81%	9,983	2.01%
金融機関等窓口	24,098	25.65%	136,025	27.43%
口座振替	-	-	-	-
コンビニエンスストア	59,186	62.99%	304,286	61.36%
ATM	1,476	1.57%	7,937	1.60%
インターネット・モバイルバンキング	1,975	2.10%	10,051	2.03%
クレジット	2,575	2.74%	13,849	2.79%
小計	93,386	99.39%	493,992	99.61%
差押に伴う納付、取立金等	572	0.61%	1,943	0.39%
合計	93,958	100.00%	495,935	100.00%

(注1) 件数及び金額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和元年6月から令和2年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみを集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(携帯電話等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注5) 金額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和元年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押の状況

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収) 収納額等の推移

(単位:千円・件・人・%)

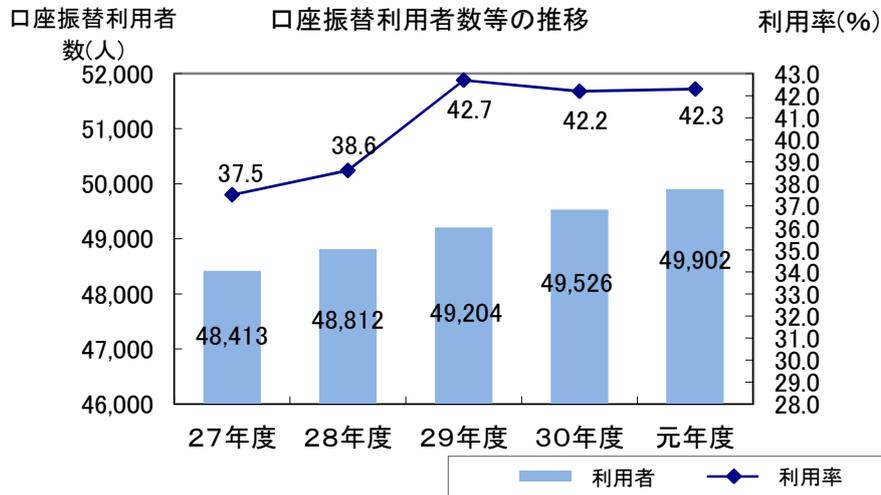
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
27年度	12,300,761	89,389	4,049,789	32.92%	48,413	2,808	2,273	37.5
28年度	11,856,890	85,592	3,850,193	32.47%	48,812	2,523	2,124	38.6
29年度	11,133,560	78,526	3,604,763	32.38%	49,204	2,654	2,262	42.7
30年度	11,036,098	77,810	3,598,715	32.61%	49,526	2,615	2,293	42.2
元年度	11,388,696	76,405	3,719,954	32.66%	49,902	2,655	2,279	42.3

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税についてのみのものである。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和元年7月10日(水)～12月6日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額
	新規課税		
21,100件	新規課税	1,455件	144,662,800円
	更正	1,409件	
	非課税	2,920件	

(注) 新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(8)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が38万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (平成30年12月31日以前に離婚)
257件	250件	24件

更正事由

未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (平成29年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
6件	6件	60件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	20,310,700円
128件	72件	79件	324件	

(注) 603件の税額更正により20,310,700円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	65,477,400円
299件	293件	83件	

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
747件	38,889,200円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
70件	1,996,600円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
513件	10,708,400円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施

(7) 給与特別徴収異動届調査

決定件数	調定額
100件	6,500,500円

(注) 退職・転勤に伴う事業所からの異動届の内容をもとに調査を実施。

(8) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
156件	780,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

【IV 資料編】

1 主な税金の種類

IV 資料編

1 主な税金の種類

(令和2年4月1日現在)

区分	国 税	区分	地 方 税	
			都 税	特別区税
直 接 税	所 得 税 復興特別所得税 法 人 税 地方法人税 地方法人特別税 相 続 税 贈 与 税 特別法人事業税	普 通 税	都 民 税 (個人・法人・利子割・ 配当割・株式等譲渡所得割) 事業税(個人・法人) 地方消費税 不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車税(環境性能割) 自動車税(種別割) 軽油引取税 鋳 区 税 ●特別区民税(法人分) ●固定資産税	特別区民税(個人分) 軽自動車税(環境性能割) 軽自動車税(種別割) 特別区たばこ税 鋳 産 税
間 接 税	消 費 税 酒 税 国たばこ税 たばこ特別税 揮 発 油 税 地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 印 紙 税 登録免許税 電源開発促進税 と ん 税 特別とん税 関 税 国際観光旅客税	目 的 税	狩 獵 税 宿泊税(法定外目的税) ●特別土地保有税 事業所税 都市計画税 ※●印は東京23区では都 税として課税し、その内 55%相当が特別区財政 調整交付金として区の歳 入となる。	入 湯 税 ※鋳産税は令和2年4月1 日現在、足立区での課税実 績はない。

- (注) ・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金
 ・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金
 ・普通税…一般的な財源に充てられる税金
 ・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について(足立区に納める税)

	特別区民税	軽自動車税(種別割)	特別区たばこ税
納税義務のある人	足立区内に住所がある人 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない人(均等割のみ)	原動機付自転車や軽自動車を所有する人	日本たばこ産業(株) 特定販売業者 卸売販売業者
課税対象	上に同じ	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	区内で売り渡した製造たばこ
課税標準	前年中の所得金額	課税客体の台数	区内で売り渡した製造たばこの本数
納付方法など	<p>《普通徴収》 給与所得者以外の事業所得者などの納税方法。区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付する。年4回で納付。 (納期限)6月、8月、10月、翌年1月の末日(末日が土、日、祝日の場合はその次の平日)</p> <p>《給与からの特別徴収》 給与支払者(会社等)が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する方法。 (納期限)徴収月の翌月10日(翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日)</p> <p>《公的年金からの特別徴収》 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する方法。65歳以上の人で、公的年金等の所得に対して課税される住民税額は、原則公的年金からの特別徴収となる。 (納期限)徴収月の翌月10日(翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日)</p>	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 (納期限)5月末日(末日が土、日、祝日の場合はその次の平日)	卸売販売業者等が1カ月分の税額を計算し、翌月の末日までに申告し、納付する。 (納期限)売渡月の翌月末日(末日が土、日、祝日の場合はその次の平日)

【IV 資料編】

3 特別区税の税率・税額

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない

※2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を500円ずつ増額する。

(2) 軽自動車税（種別割）

① 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超9 0 cc以下	
	9 0 cc超1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注)上記の税額は平成28年度から適用。

②三輪及び四輪以上

車種区分		初度検査が H27.3.31 以前の車両 (初度検査か ら13年を超 えない車両)	重課税 対象車両 初度検査か ら13年を超 えた翌年度 より適用 ※1	初度検査が H27.4.1 以降の車両					
				軽課税対象車両(グリーン化特例) 初度検査が H31.4.1~R3.3.31 の車両 ※2					
				①	②	③			
軽自動車	三輪		3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	以上	貨物用	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

※1 H15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の12月」を経過年数の起算点とする。

重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①	概ね75%の軽課対象車：電気自動車、天然ガス自動車（H21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減又はH30年排出ガス規制適合しているもの）
②	概ね50%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む） H17年排出ガス規制から窒素酸化物75%以上低減又はH30年排出ガス規制から窒素酸化物50%低減しているもののうち、「乗用」→R2年度燃費基準値より30%以上燃費性能がよいもの 「貨物用」→H27年度燃費基準値より35%以上燃費性能がよいもの
③	概ね25%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む） H17年排出ガス規制から窒素酸化物75%以上低減又はH30年排出ガス規制から窒素酸化物50%低減しているもののうち、「乗用」→R2年度燃費基準値より10%以上燃費性能がよいもの 「貨物用」→H27年度燃費基準値より15%以上燃費性能がよいもの

(3) 特別区たばこ税

旧3級品の国産たばこ

1,000本につき4,000円（令和元年9月まで）

一般品の国産たばこ、外国たばこ

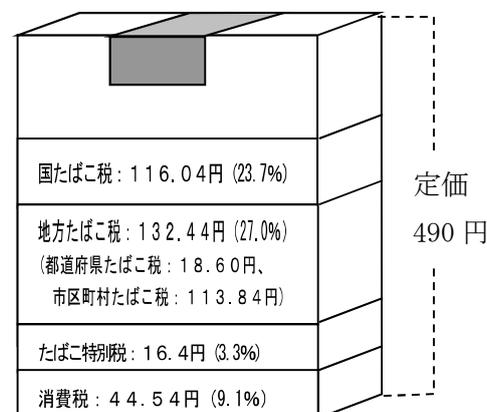
1,000本につき5,692円（現行）

1,000本につき6,122円（令和2年10月改正）

1,000本につき6,552円（令和3年10月改正）

紙巻たばこ1箱の税負担等

(20本入り/490円)



たばこの税負担額合計: 309.42円 (63.1%)

【IV 資料編】

4 令和元年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

4 令和元年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

単位：千円

区 分	27年度	構成比	28年度	構成比	29年度	構成比	30年度	構成比	元年度	構成比
給与費	748,035	62.00%	792,897	64.31%	814,739	66.00%	817,043	62.10%	826,515	62.09%
賦課徴収費	458,458	38.00%	440,045	35.69%	419,771	34.00%	498,682	37.90%	504,561	37.91%
合 計	1,206,493	100.00%	1,232,942	100.00%	1,234,510	100.00%	1,315,725	100.00%	1,331,076	100.00%

＜給与費＞

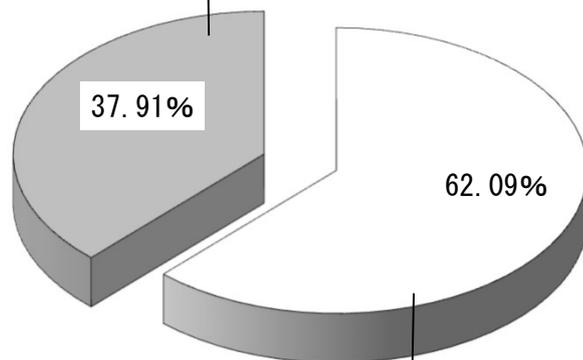
課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費

※非常勤職員の報酬は含まない

＜賦課徴収費＞

臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

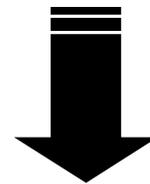
賦課徴収費：504,561千円



給与費：826,515千円

□給与費

□賦課徴収費



合計：1,331,076千円

◎ 特別区税決算額（50,554,585千円）に占める徴税費の割合

$$\frac{1,331,076 \text{千円}}{50,554,585 \text{千円}} = 0.026 \Rightarrow 2.6\%$$

特別区税 1,000円につき 26円の経費

5 税証明書発行状況

(1) 税証明書年度別発行件数

(単位：件，%)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
27年度	183,204	112.96	166,352	10,078	41	908	19	5,806
28年度	186,990	102.07	168,967	11,086	70	846	7	6,014
29年度	188,399	100.75	168,923	12,293	48	825	16	6,294
30年度	167,484	88.90	146,851	13,772	46	752	7	6,056
元年度	157,127	93.82	135,479	15,060	50	555	6	5,977

(2) 課税課・区民事務所別税証明書発行件数

(単位：件，%)

区 分		29年度		30年度		元年度	
		件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比
課 税 課		44,207	95.36	40,752	92.18	38,722	95.02
区 民 事 務 所	伊興区民事務所	5,349	96.73	4,639	86.73	4,058	87.48
	梅田区民事務所	5,866	110.30	4,425	75.43	4,106	92.79
	興本区民事務所	5,851	98.78	4,707	80.45	4,247	90.23
	江南区民事務所	4,393	119.12	3,966	90.28	3,500	88.25
	江北区民事務所	5,531	117.98	5,158	93.26	4,815	93.35
	佐野区民事務所	8,797	100.92	7,327	83.29	6,733	91.89
	鹿浜区民事務所	9,806	97.40	8,442	86.09	7,634	90.43
	新田区民事務所	3,853	98.97	3,535	91.75	3,207	90.72
	千住区民事務所	23,043	100.66	20,787	90.21	19,783	95.17
	竹の塚区民事務所	15,030	98.05	13,880	92.35	13,018	93.79
	舎人区民事務所	7,576	98.33	6,620	87.38	6,159	93.04
	中川区民事務所	4,271	104.37	3,843	89.98	3,336	86.81
	西新井区民事務所	8,862	105.92	7,574	85.47	7,045	93.02
	花畑区民事務所	7,642	99.40	6,732	88.09	6,127	91.01
	東綾瀬区民事務所	10,896	97.87	8,504	78.05	7,148	84.05
保塚区民事務所	7,246	95.52	5,579	76.99	5,078	91.02	
コ ン ビ ニ 交 付		10,180	127.03	11,014	108.19	12,411	112.68
合 計		188,399	100.75	167,484	88.90	157,127	93.82

【IV 資料編】

6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和元年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和元年10月10日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 平成30年10月10日号

令和元年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	253,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5 × 16	150,000 円	1	150,000 円
4		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面左	8 × 11	50,000 円	0	0 円
5		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面右	8 × 11	50,000 円	0	0 円
6	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	8 × 9.5	100,000 円	1	120,000 円
7		納付書用封筒 1/2 面右	8 × 9.5	100,000 円	1	120,000 円
合 計				910,000 円	5/7 件	873,000 円

7 「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記事名	内容	対象	担当係
4月25日	個人住民税は特別徴収で！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～四係
5月10日	平成31年度課税証明書の発行開始日	平成31年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～四係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます	公的年金からの仮徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
9月10日	グリーン化特例（軽課）の2年間延長	軽課税率（グリーン化特例）の延長と対象区分について	納税者	軽自動車税係
9月10日	軽自動車税の税制改正	令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、新たに軽自動車税に環境性能割が導入されることについてのお知らせ	全区民	軽自動車税係
9月25日	課税事務(会計年度職員)募集	課税課会計年度職員の募集案内	全区民	課税第一～四係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
10月10日	納税通知書等の送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶務係
10月25日	年末調整説明会中止のお知らせ	年末調整説明会の中止案内、資料配布について	事業所	課税第一～四係
11月10日	給与支払報告書の提出には、地方税電子申告システム「eLTAX」が安心・便利です	特別徴収制度の推進 eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用案内	事業所	課税第一～四係
1月1日	原付バイク(50CC)のオリジナルナンバープレート交付中	投票で選ばれた2種類のオリジナルナンバープレートの紹介	全区民	軽自動車税係
1月25日	税の申告が始まります。申告は郵送・e-Taxで！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～四係
3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車の税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	納税者	軽自動車税係

【IV 資料編】

7 「あだち広報」掲載実績

(2) 納税課

掲載号	記事名	内容	対象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書を送付しました	徴收取組、納税相談のお知らせ、Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は9月2日（枠外記事）	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は10月31日（枠外記事）	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
11月25日	12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です（枠外記事）	安定した税収と納税の公平性確保を目指して、東京都と市区町村が連携し、全都で徴収対策強化月間として取り組んでいることのPR	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税（住民税）	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替勧奨	納税者	納税計画係

8 令和元年度施行の税制の改正点

(1) 配偶者控除の改正

ア 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する納税義務者について、配偶者控除の額が下記のとおり改正された。

納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円

イ 合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、配偶者控除の適用がなくなった。

(2) 配偶者特別控除の改正

ア 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（改正前38万円超76万円未満）とし、控除額が下記のとおり改正された。

(ア) 合計所得金額が900万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 90万円以下	33万円
90万円超 95万円以下	31万円
95万円超 100万円以下	26万円
100万円超 105万円以下	21万円
105万円超 110万円以下	16万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(イ) 合計所得金額が900万円超950万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 90万円以下	22万円
90万円超 95万円以下	21万円
95万円超 100万円以下	18万円
100万円超 105万円以下	14万円
105万円超 110万円以下	11万円
110万円超 115万円以下	8万円
115万円超 120万円以下	4万円
120万円超 123万円以下	2万円

(ウ) 合計所得金額が950万円超1,000万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 95万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	9万円
100万円超 105万円以下	7万円
105万円超 110万円以下	6万円
110万円超 115万円以下	4万円
115万円超 120万円以下	2万円
120万円超 123万円以下	1万円

【IV 資料編】

8 令和元年度施行の税制の改正点

イ 合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者については、引き続き配偶者特別控除の適用はなし。

(3) 配偶者控除・配偶者特別控除にかかる調整控除の算出において、人的控除の差額が下記のとおり改正された。

ア 配偶者控除にかかる人的控除の差額

納税義務者の合計所得金額	人的控除の差額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	5万円	10万円
900万円超 950万円以下	4万円	6万円
950万円超 1,000万円以下	2万円	3万円

イ 配偶者特別控除にかかる人的控除の差額

配偶者の合計所得金額が45万円以上の場合は適用されない。

(ア) 合計所得金額が900万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
38万円超 40万円未満	5万円
40万円以上 45万円未満	3万円

(イ) 合計所得金額が900万円超 950万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
38万円超 40万円未満	4万円
40万円以上 45万円未満	2万円

(ウ) 合計所得金額が950万円超 1,000万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
38万円超 40万円未満	2万円
40万円以上 45万円未満	1万円

(4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が令和元年12月31日まで延長された。

(5) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用期限が令和元年12月31日まで延長された。

(6) 住宅借入金等特別税額控除の適用について、住民税納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件が撤廃された。この改正は、令和元年度（平成31年度）分以後の個人住民税について適用する。

(7) 軽自動車税（種別割）の軽課（グリーン化特例）2年間延長

排出ガス・燃費性能に優れた3輪以上の軽自動車に対する税額が下がる特例措置（グリーン化特例）の適用期間を平成31年4月1日～令和3年3月31日に初度検査を受ける車両まで延長。適用は翌年度課税分（1年間）のみ。

(8) 軽自動車税（環境性能割）の創設

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、「軽自動車税(環境性能割)」が創設された。これに伴い、軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」へ名称が変更され、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つになった。令和元年10月1日以降に、新車・中古車を問わず三輪以上の軽自動車(取得価額が50万円を超えるもの)を取得した場合、軽自動車税環境性能割が以下のとおり課税される。当分の間は東京都が賦課徴収等を行う。

※足立区では令和元年度に7,741千円の収入があった。

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成	1.0%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成	2.0%	1.0%
上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%

上記に加え、一定の排出ガス性能を要求

(9) 軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用の軽自動車を購入する場合、環境性能割の税率が1%分軽減される。

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和2年4月1日現在）

[課 税 課]

課税課職員数 86人（常勤63人、非常勤23人）

区民部長

課税課長

庶務係 10人（常勤9人、債権管理・滞納整理専門員1人） （内線 1551～5）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税第一係 14人（常勤12人、課税事務補佐員2人） （内線 1561～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第二係 21人（常勤11人、課税事務補佐員4人、事務補助職員6人）

（内線 1565～8）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第三係 14人（常勤12人、課税事務補佐員2人） （内線 1571～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第四係 12人（常勤12人） （内線 1581～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

税システム開発担当係長 2人（常勤2人） （内線 1588～9）

- 1 税務システム開発の統括に関すること。

軽自動車税係 11人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員2人）
（内線 1585～7）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。

[納 税 課]

納税課職員数 83人（常勤52人、非常勤31人）

納税課長

納税計画係 16人（常勤5人、徴収事務補佐員6人、事務補助職員5人）
（内線 1591～3）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

納税システム担当係長 2人（常勤2人） （内線 1605～6）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。

滞納整理第一係

14人（常勤10人、滞納整理専門員2人、特別整理専門員2人）

（内線 1608、1611～4、1627、1576）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係

17人（常勤12人、再任用1人、滞納整理専門員3人、事務補助職員1人）

（内線1615～9、1626、1628～9、1577）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 11人（常勤8人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人）

（内線 1595～9）

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 前号の滞納者で軽自動車税を滞納しているものに対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 4 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 10人（常勤4人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

（内線 1601～4）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 10人（常勤8人、事務補助職員2人）

（内線 1621～5）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

納付促進担当係長 2人（常勤2人）

（内線 1575）

- 1 納付案内センターに関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区民部 課税課・納税課	中央本町1-17-1	3880-5111
足立 税 務 署	千住旭町4-21	3870-8911
西新井 税 務 署	栗原3-10-16	3840-1111
足立都 税 事 務 所	西新井栄町2-8-15	5888-6211

「美しいまち」は「安全なまち」



ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区

あだちの特別区税

令和2年度版

～令和元年度「特別区民税」「軽自動車税(種別割)」「特別区たばこ税」実績概要～

令和2年9月発行

発行 足立区

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1

電話 3880-5111 (代表)

ホームページ <http://www.city.adachi.tokyo.jp>

編集 足立区 区民部 課税課・納税課